

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1507号)

平成30年6月26日

横 情 審 答 申 第 1507 号
平 成 30 年 6 月 26 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 藤 原 靜 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年11月15日ご保運第1920号による次の諮問について、別紙のとおり答申し
ます。

「平成28年8月9日（入札日） 「潮田保育園ほか39か所の消防用設備
等点検業務委託」及び「錦保育園ほか40か所の消防用設備等点検業務委託」
に係る(1)積算根拠（項目毎の歩掛り人工一覧）(2)合計人工の計算表及び
根拠」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成28年8月9日（入札日） 「潮田保育園ほか39か所の消防用設備等点検業務委託」及び「錦保育園ほか40か所の消防用設備等点検業務委託」に係る(1)積算根拠（項目毎の歩掛り人工一覧）(2)合計人工の計算表及び根拠」を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「平成28年8月9日（入札日） 「潮田保育園ほか39か所の消防用設備等点検業務委託」及び「錦保育園ほか40か所の消防用設備等点検業務委託」に係る(1)積算根拠（項目毎の歩掛り人工一覧）(2)合計人工の計算表及び根拠」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成28年9月12日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) こども青少年局子育て支援部保育・教育運営課（以下「保育・教育運営課」という。）は、開示請求書記載の「積算根拠（項目毎の歩掛り人工一覧）経費計算表」は、平成28年8月9日に入札された「潮田保育園ほか39か所の消防用設備等点検業務委託」及び「錦保育園ほか40か所の消防用設備等点検業務委託」（以下これらを総称して「本件点検業務委託」という。）に係る点検業務の対象となる機器ごとの人工の開示を求めている趣旨であると解した。
- (2) 本件点検業務委託に係る保全技術員及び保全技術員補の数量である人工は、「建築保全業務積算基準及び同解説 平成25年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修。一般財団法人建築保全センター編集・発行。以下「積算基準」という。）に準拠して建築局公共建築部保全推進課（以下「保全推進課」という。）で作成し、配付されたソフトウェア（以下「本件ソフト」という。）を使用して出力される業務委託見積書に記載された人工である。この業務委託見積書には人工の総数のみが記

載されており、本件ソフトに組み込まれている 1 単位当たりの歩掛りや本件ソフト内部で計算される一単位当たりの歩掛けに数量を乗じた機器ごとの人工等は記載されない。

したがって、本件審査請求文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 保育・教育運営課は、発注担当課として設計書の積算について責任があり、積算根拠を提出する義務がある。本件ソフトの使用は一つの積算方法であり、積算の根拠が出せない理由ではないと考える。本件ソフトを使用していない他部署では詳細に積算根拠を示している。

5 審査会の判断

- (1) 横浜市立保育所（園）の消防用設備等点検業務委託に係る人件費の算出について
横浜市では、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、横浜市立保育所（園）内の消防用設備等の点検を行っている。消防用設備等点検に係る委託については、条件付一般競争入札により入札の実施に係る事務手続を行い、落札した事業者に点検保守業務を委託している。入札の実施に当たり、保育・教育運営課は、積算基準に基づき金額入り設計書を作成する。

金額入り設計書の作成には、保全業務費の算定が必要となる。保全業務費の内訳は、直接人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費及び消費税等相当額に分けられる。本件点検業務委託に係る直接人件費は、保全技術員及び保全技術員補の人件費からなる。

これらの人件費の算出に当たっては、基本的には、まず、当該点検保守業務の対象となる機器等の分類ごとに、分類 1 単位当たりの点検に要する人員を表す係数である歩掛け（以下「歩掛け」という。）に、当該分類の数量を乗じることにより、分類ごとの人工を算出する。歩掛けは積算基準に規定されている。次に、対象となる分類ごとの人工を全て足し合わせることにより人工の総数を算出する。この人工の総数に労務単価を乗じることで人件費を算出する。

保育・教育運営課では、人件費の算出に当たって、本件ソフトを使用している。本件ソフトは、保全推進課が外部委託して作成し、庁舎等の消防用設備等の点検保守業務を所管する区局の希望する課に配付しているものである。

なお、点検保守業務委託の対象となる分類ごとの人工を実施機関は「機器ごとの人工」、審査請求人は「積算根拠（項目毎の歩掛り人工一覧）」「合計人工の計算表及び根拠」と表現しているが、当審査会の判断においては、以下「分類ごとの人工」と表記する。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載等から、本件点検業務委託に係る金額入り設計書（以下「本件金額入り設計書」という。）に記載された人工の総数を算出する根拠となる分類ごとの人工が分かる文書であると解される。

実施機関は、本件審査請求文書を作成しておらず、保有していないとして非開示決定を行った。これに対して、審査請求人は、本件金額入り設計書の作成に当たり必要なものであり、本件審査請求文書は存在するはずであるとして開示を求めているので、以下検討する。

(3) 本件審査請求文書の存否について

ア 一般に、人工の総数を算出する事務は、前記5(1)で述べたとおりであり、人工の総数を算出する根拠となる分類ごとの人工の一覧を作成することが通常想定される。

イ しかしながら、本件ソフトを使用した委託事案に係る人工の算出根拠について判断した平成30年6月26日の当審査会答申第1503号で述べたとおり、本件ソフトにおいて、積算入力した分類の合計値である人工の総数は業務委託見積書として出力されるが、分類ごとの人工は画面上も表示されず、出力もできない仕様となっている。

また、実施機関に確認したところ、人工の算出根拠を示す文書を別途作成する必要は事務上なく、作成していないという説明があった。

この実施機関の説明は不自然であるとはいえず、このほかに人工の算出根拠を示す文書が存在することを推認させる事情も認められなかった。

ウ 以上のことから、点検業務委託に係る金額入り設計書の作成に当たり、人工の総数の算出に本件ソフトを用いているため、本件点検業務委託に関しては、本件審査請求文書に相当する行政文書を保有していないという実施機関の説明は、不

合理とまではいえない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 小林雅信、委員 山本未来

《 参 考 》

審 査 会 の 經 過

| 年 月 日 | 審 査 の 經 過 |
|----------------------------------|-----------------------|
| 平成 28 年 11 月 15 日 | ・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 |
| 平成 28 年 12 月 1 日 | ・審査請求人から意見書を受理 |
| 平成 28 年 12 月 20 日 (第298回第一部会) | ・諮問の報告 |
| 平成 28 年 12 月 22 日 (第205回第三部会) | |
| 平成 28 年 12 月 22 日 | ・実施機関から反論書の写しを受理 |
| 平成 29 年 1 月 17 日 (第306回第二部会) | ・諮問の報告 |
| 平成 29 年 8 月 7 日 (第306回第一部会) | ・審議 |
| 平成 29 年 9 月 26 日 (第307回第一部会) | ・審議 |
| 平成 29 年 10 月 24 日 (第308回第一部会) | ・審議 |
| 平成 29 年 11 月 28 日 (第309回第一部会) | ・審議 |
| 平成 29 年 12 月 19 日 (第310回第一部会) | ・審議 |
| 平成 30 年 1 月 23 日 (第311回第一部会) | ・審議 |
| 平成 30 年 2 月 27 日 (第312回第一部会) | ・審議 |
| 平成 30 年 3 月 27 日 (第313回第一部会) | ・審議 |
| 平成 30 年 4 月 24 日 (第314回第一部会) | ・審議 |